

日本赤十字学園看護大学生に対する秦野赤十字病院奨学金貸与規程

（趣 旨）

第1条 本規程は、秦野赤十字病院の優秀な看護師を育成・確保するため必要な奨学金の貸与について定める。

（奨学生の決定）

第2条 日本赤十字学園が運営する看護大学の学生であって、奨学金貸与を希望する者、かつ卒業後、当院に就業を希望する意思がある者は、秦野赤十字病院に別紙様式第1号による奨学生申請書に入学願書、履歴書、調査書の写しを添付のうえ、面接試験に先立ち提出するものとする。

2 奨学金の貸与を受ける者（以下「奨学生」という。）は、病院長が決定し別紙様式第2号により奨学金交付決定通知書を発行する。

3 奨学生の募集は原則として1年生とし、各学年の奨学生枠は3名程度（当院選考の支部長推薦入学生を含む。）とする。ただし、2年生以上についても、各学年の採用状況により募集する場合がある。

4 奨学生は奨学金交付決定通知書を受領した日から、2週間以内に別紙様式第3号による奨学生誓約書、別紙様式第5号による奨学金振込依頼書を提出しなければならない。

（奨学金の取り扱い）

第3条 病院長は、奨学生に対し奨学金として年間60万円を決定の年度から卒業する年度まで、年度ごとに貸与する。

2 奨学生は貸与された奨学金を、卒業後、貸与期間相当の期間以内に返金するものとする。

ただし、秦野赤十字病院に継続して貸与期間相当の期間以上勤務したときは、返金を免除することができる。

3 勤務してから貸与期間相当の期間未滿で退職したときは、貸与された奨学金を病院長の指定した日までに全額返金するものとする。

ただし、看護師として1年以上勤務し退職する場合は、1年につき1年間分の貸与額を免除することができる。

なお、年度途中で退職する場合の1年未滿の勤務期間は免除対象とはしないこととする。

（奨学金の貸与期間）

第4条 前条の規定による奨学金の貸与は、奨学生になった日の属する年度から看護大学卒業（最長4年間）までとする。休学、留年等があるがある場合、その期間中は奨学金を貸与しない。

(奨学金の貸与期間の報告)

第5条 奨学生は、貸与期間の各年度において成績証明書を提出しなければならない。

2 奨学生は、最終学年においては、対象年度8月に当院の指定する日に面談を受けなければならない。

3 最終学年で奨学生応募・採用させた方については、奨学生面接の合格をもって面談とする。

(奨学生の辞退)

第6条 奨学生は、自己の都合により、奨学生を辞退することができる。

2 前項の規定により、奨学生を辞退しようとする者は、別紙様式第4号による奨学生辞退・奨学金返金届を提出するものとする。

(奨学金の停止)

第7条 奨学生が次の各号の一つに該当したときは、奨学金の貸与を停止するものとする。

(1) 自己の都合により奨学生を辞退したとき。

(2) 自己の都合または病気等により退学したとき。

(3) 学則の定めにより退学を命ぜられたとき。

(4) 学業途中において、奨学生として適性を欠いたとき。

(5) 死亡したとき。

(奨学金の返金)

第8条 奨学生であって次の各号の一つに該当した場合は、既に貸与した奨学金を返金しなければならない。

(1) 前条により奨学金の貸与を停止されたとき。

(2) 入学から4年間で看護師受験資格の取得ができないとき。

(3) 卒業当年に看護師資格の取得ができないとき。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は病院長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成13年度入学生から適用する。

附 則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成15年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成17年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成18年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成30年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和3年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。